

## ②牛深景観形成地域

### ■景観形成地域の特性及び基本方針

ゾーン	景観形成地域の特性・基本方針
<p>ウォーター フロント ゾーン</p>	<p>牛深の原風景である海と、海と共生するまちに触れることのできるゾーンです。最も牛深らしく、景観形成を進めていく上で、先導的役割を果たし、景観形成によるまちづくりを住民に広く知らしめる地区です。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ハイヤ大橋や海からの眺めを美しく保ち、海のまち天草市牛深町を印象づける景観形成に努めます。</li> <li>○港とともにある伝統的集落を保全し、海と一体となった生活文化を感じさせる景観形成に努めます。</li> <li>○海と港をめぐり、多彩な水辺のシーンを演出するウォーターフロント景観の形成に努めます。</li> <li>○海と調和し、かつ海浜部としての明るさを醸し出すよう、明るく穏やかな色彩を用います。</li> </ul>
<p>商業系 エリア</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・店舗、事務所は開放性を高め、明るく賑わいのあるまち並みの形成に努めます。</li> <li>・塔屋、パラペット、屋上設備等、建築物の屋上のデザインに配慮します。</li> <li>・建築物の色彩は、低彩度色を基調とし、高彩度色はアクセント的な利用に限ります。</li> <li>・建築物の敷地際や海側の緑化に努めます。</li> <li>・広告物は過剰とならないよう面積、数に留意し、屋外広告のデザインや野立広告の高さに配慮します。</li> </ul>
<p>住居系 エリア</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・漁村の雰囲気や継承するよう勾配屋根とし、陸屋根のものは周辺と調和したデザインに配慮します。</li> <li>・建物の窓辺やベランダは、できるだけ牛深らしい花木による緑化に努めます。</li> </ul>
<p>産業系 エリア</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大規模な建物は、建物のボリューム感を軽減するようデザインの的に配慮し、色彩は背景から浮き立たないように低彩度色を基調に、殺風景とならない配色に努めます。</li> <li>・物品は、雑然とならないよう整理に努めます。</li> </ul>
<p>中心市街地 ゾーン</p>	<p>牛深の都市的イメージを代表する所で、住民と来訪者が最も交流するゾーンです。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○牛深の海と緑の中に美しく融け込む、統一感とゆとりのあるまとまりをもった景観形成に努めます。</li> <li>○まちへの入口、通りが印象に残る美しいまち並みを備えた景観形成に努めます。</li> <li>○牛深の中心にふさわしい明るさと賑わいに満ちた景観形成に努めます。</li> <li>・塔屋、パラペット、屋上設備等、建築物の屋上のデザインに配慮します。</li> <li>・建築物の色彩は、低彩度色を基調とし、隣接する建物との調和に配慮し、高彩度色はアクセント的な利用に限ります。</li> <li>・屋外広告や建築物のファサードを隠す広告物は避け、1店舗あたりの面積、数が過剰にならないようにします。また、テント広告は建築物本体とのデザインの調和に配慮します。</li> <li>・敷地周辺や駐車場の緑化を推進します。</li> </ul>

- 凡例
- ウォーターフロントゾーン
  - 商業系エリア
  - 住居系エリア
  - 産業系エリア
  - 中心市街地ゾーン

牛深景観形成地域の区域

- 牛深町字大池田の一部
- 牛深町字池田の一部
- 牛深町字古久玉の一部
- 牛深町字新瀬崎の全部
- 牛深町字瀬崎の一部
- 牛深町字崎崎の一部
- 牛深町字船津の一部
- 牛深町字加世浦の一部
  
- 牛深町字長手の一部
- 牛深町字天附の一部
- 牛深町字中天附の一部
- 牛深町字后向の一部
- 牛深町字荒木川の一部
- 牛深町字元下須の一部
- 牛深町字白瀬の一部

区域界

- |                         |                     |
|-------------------------|---------------------|
| ①～② 道路敷界(国道266号)から一区画   | ⑪～⑫ 道路敷界(臨港道路)から一区画 |
| ②～③ 道路敷界(市道岡東区線)から一区画   | ⑫～⑬ 公衆用道路           |
| ③～④ 道路敷界(市道真浦古久玉線)から一区画 | ⑬～⑭ 道路敷界(市道天附白瀬線)   |
| ④～⑤ 道路敷界(市道長手天附線)から一区画  | ⑭～⑮ 地類界             |
| ⑤～⑥ 道路敷界(市道長手天附線)       | ⑮～⑯ 汀線              |
| ⑥～⑦ 道路敷界(市道長手天附線)       | ⑰～⑱ 汀線              |
| ⑦～⑧ 道路敷界(市道長手天附線)       | ⑱～⑲ 公衆用道路           |
| ⑧～⑨ 公衆用道路               | ⑲～⑳ 公衆用道路           |
| ⑨～⑩ 道路敷界(市道天附白瀬線)       | ⑳～① 道路敷界(臨港道路)から一区画 |
| ⑩～⑪ 地類界                 |                     |

(注)一区画とは、建築基準法施行令第1条第1項第1号による敷地(一団の土地)のことをいう。



■牛深景観形成地域における景観形成のための基準

		ウォーターフロントゾーン			中心市街地ゾーン
		商業系エリア	住居系エリア	産業系エリア	
建築物等	用途	・建物の1階部分は、できるだけ商業、業務系の用途とする。			・ハイヤ通り、中央通りに面する建物の1階部分は、できるだけ商業、業務系の用途とし、賑わいのある中心市街地の形成に努めるものとする。
	位置	・通りに面する壁面の位置は、できるだけ隣接する建物の壁面に揃えるものとする。			
	意匠・形態	・塔屋は建物本体と一体感のあるデザインとし、建物から突出しないよう配慮するとともに、周辺のまち並みに調和するよう努めるものとする。 ・屋上に備える空調設備、給水設備等は覆いをし、建物と同色の着色を施すなど、高い場所から見た時の景観に配慮するものとする。 ・屋上以外に設置される空調設備や屋外階段等の設備は、道路から直接見えない場所に設置したり、建物本体と一体として感じられるような配慮を行い、周辺の景観に調和するよう努めるものとする。			
		・建築物等の高さ、配置は、できるだけ連続したまち並みのラインになるよう配慮するものとする。			・店舗、事務所では、ショーウィンドーの設置等により開放性を高め、明るく賑わいのあるまち並みの形成に努めるものとする。 ・日よけテントは、建物と調和のとれたデザインとする。また、デザインや設置する高さは、隣接するテントと、できるだけ揃えるように努めるものとする。
		・店舗、事務所では、ショーウィンドーの設置等により開放性を高め、明るく賑わいのあるまち並みの形成に努めるものとする。 ・日よけテントは、建物と調和のとれたデザインとする。また、デザインや設置する高さは、隣接するテントと、できるだけ揃えるように努めるものとする。	・屋根は勾配屋根を原則とし、やむを得ず陸屋根とする場合は、パラペット、塔屋のデザインに十分配慮するとともに庇、軒などを設けるなどして伝統的漁村集落に融け込むよう努めるものとする。	・大規模な建物は、建物のボリューム感を軽減するようデザイン的に配慮するものとする。 ・物品は雑然とならないよう整理に努める。	・屋根は勾配屋根を原則とし、やむを得ず陸屋根とする場合は、パラペット、塔屋のデザインに十分配慮するとともに、庇、軒などを設けるものとする。
	材料	・潮風による腐食等に十分考慮し、耐久性に優れ、たい色、はく離のおこりにくい材料とする。 ・質感豊かな材質を用い、表情のあるまち並みの形成に努めるものとする。			
	色	・外壁の基調となる色は、海浜部としての明るさを醸し出すよう、明るく穏やかな色彩を用いる。 ①無彩色は、明度6以上 ②R(赤)、Y R(黄赤)系の色相は、明度6以上、彩度6以下 ③Y(黄)系の色相は、明度6以上、彩度4以下 ④その他の色相は、明度6以上、彩度2以下 なお、この基準の適用は素材色を除く。また、高彩度色はアクセント的な利用に限るものとする。			・外壁の基調となる色は、中心市街地としての活気を醸し出すとともに、隣接する建物との調和に配慮した色彩を用いる。 ①無彩色は、自由 ②R(赤)、Y R(黄赤)系の色相は、彩度6以下 ③Y(黄)系の色相は、彩度4以下 ④その他の色相は、彩度2以下 なお、この基準の適用は素材色を除く。また、高彩度色はアクセント的な利用に限るものとする。
		彩	屋根の基調となる色は、まち並みとの調和を図る色彩を用いる。 ①無彩色は、明度6以下 ②R(赤)、Y R(黄赤)系の色相は、明度5以下、彩度6以下 ③Y(黄)の色相は、明度5以下、彩度4以下 ④その他の色相は、明度5以下、彩度2以下 なお、この基準の適用は素材色を除く。 また、シンボリックな建物の使用の場合は、別途協議することができるものとする。		
	敷地の緑化	・敷地内の木竹は、できるだけ保全に努めるとともに、道路に面した建物の敷地際や窓辺は、牛深らしい花木による緑化を施すよう努めるものとする。			
		・海岸に面した建物の敷地際、建物の窓辺やベランダは、できるだけ牛深らしい花木等による、修景・緑化に努めるものとする。			・建物の前の広場や駐車場には、できるだけ多くの緑化を施し、周辺の景観と調和するよう努めるものとする。
工作物	さく、塀、擁壁等	・海側にはできるだけ設けないよう努めるものとする。やむを得ず設ける場合は高さをできるだけ低くし、生垣や石垣などを用い、海から見た景観が閉鎖的にならないよう努めるものとする。			・道路側に設ける場合は、生垣とするなどまち並みとの調和に配慮するものとする。
	太陽光発電設備等	・道路等の公共用地に接する敷地境界線からできるだけ後退した位置とするよう努めるものとする。 ・全体的にまとまりのある意匠とし、周辺の景観との調和に配慮するものとする。 ・太陽光発電設備の最上部はできるだけ低くし、周囲の景観から突出しないよう努めるものとする。 ・太陽電池モジュールの色彩は、黒色又は濃紺若しくは低明度かつ低彩度とし、できるだけ反射が少なく目立たないものを使用するよう努めるものとする。 ・太陽電池モジュールのフレームの色彩は、モジュール部分と同系色とするよう努めるものとする。 ・パワーコンディショナーや分電盤などの付属設備の色彩は、周辺の景観と調和するものを使用するよう努めるものとする。 ・公共空間・施設から望見できる場所に設置する場合は、植栽などによる修景を施すよう努めるものとする。			
広告物に関する事項	・広告物を掲出する場合は面積、設置数ともに最小限とするよう努めるとともに、建物本体及び周辺の建物と調和したデザインとするよう配慮するものとする。 ・屋上広告物は、できるだけ掲出しないよう努めるものとする。やむを得ず掲出する場合は、まち並みから突出しないデザインとするほか、建物と一体として感じられるものとするよう努めるものとする。 ・建物自体の壁面を隠すような広告物は設けないよう努めるものとする。 ・材料は、耐久性に優れ、たい色、はく離などのおこりにくいもので、質感豊かなものを用いるよう努めるものとする。 ・高彩度色はアクセントとしての利用を基本とし、周辺の景観との調和に配慮すること。また、多色使いを避けるように努めるものとする。 ・広告幕、のぼり、旗などは、できるだけ掲出しないよう努めるものとする。				